

拜啓 あいりん労働公共職業安定所 所長殿

手帳取上げの脅し文句について質問

私は貴所で手帳をひらえて二ヶ月保証と申します。突然お手紙を差し上げる理由は、九月十二日(土)に、手帳を取りあげることの職員に言われましたが、との理由がよくわからず、納得しませんので、取り上げの理由などお調べの上、お知らせ下さいませんが、お願い申し上げるだけです。

事實経過

九月十二日午前八時十分頃、手帳を出したために、列に並んで窓口近くに行きました。「早よせんか、前に「あんか」という大声が聞こえました。

またか、もつと別な方に本へんがいなと鬼へながら、窓口の前にさますと、たまたま私の前の人か手帳を出すのに手までついて、「早よせんか、出しこふんかい」と大きめの声でどなられていました。

不快感を持ちながら窓口に近づいて来ていましたので、「い、「あまいまない」かたすくな」と言つてしましました。(ただし、職員

のよりに大声で言つたのではなく、「へん普通に職員が「お前に言つてへんやう、手帳いらんのか、名前なんていうんせ」というので、手帳を出しあわって二、三歩進んでしまった

が戻つて、アス保利明と一いりますけど、あなたのお名前は」といつと返事がなく、手元の手帳をちよつとめぐるなどのせやマがあつて

「セーにあつたらつかえるがな、手帳りうん

つかな」と重ねで言われました。

たしかに、といだまつとりすと窓口が混雑するし、後にまた労働者に迷惑をかけるのは不本意なので素直に窓口から離れました。

そして、窓口の職員が私の名前を確認したうえで、「手帳いらんのせな」と念をあされ

たので、手帳は取り上げられたものと思ひ、その日の十一時にはアブレをひとりに行きました。お願い

① 私とやつとつした職員は十一番窓口、列

さー。

④ 不服申し立ての手続についてお知らせ

さー。

⑤ 十二日にはアブレをひとりに行きませんで

した。

十二日の朝に手帳がこり上げになれば、当

然アブレをとりうる資格はその時からなくなる

のをじょうが、取り上げが無効であれば、当

然、後日でも十二日の分が支給されるものと

見りますかどうでしょつか。

かぶ見て右側に立つて、他の職員たちが

一い一一青色のシャツを着ていた人です。

② 手帳取上げの理由をお知りせ下さい。

③ 窓口の職員が持つ職務権限についてお知り

せ下さい。

④ 手帳取上げの理由をお知りせ下さい。

⑤ 不服申し立ての手続についてお知らせ

さー。

⑥ 窓口の職員の姓の中に、金を下げるた

くこと、といく考えがいのものがあると
いいます。九月一日田、配達証明付で送付、九月十六
日配達。

一度お会いした

ありくん労働公共職業安定所

業務第一課長

つか。

お手紙、拝見させていたしました。

一度お会いし、お話ををお聞きした」と思

つておりますので、貴方の都合の良い日にお

越し願ります。でもましたら、前もつて電話

(六四九一一四九一)にいただければ幸いです。

なお、書中の通知が手元に届くまでの間のアブレ手当の件ですが、アブレ手当は、当日、所定の時間に手帳を提出し、所定の時間に受取らなければ支払は出来ませんので、念の爲

くよつか。

申します。

* 九月一ハ日付、一九日消印、二一日到着。

「こういうことはあると思ひますか?」

九月一九日 山 森 課長と面談

一九日にたまたまアブしたので一六番窓口

に行つて、「どうなつてますか?」と聞くと、山森さんが出て来て、アブの支給が終わつてから話をしまして、手帳は窓口に出しつきあすので、ちらつてきて下さい。と言られた。

手帳は取消にだけはなつてないらしいので、

アマ、よく判らなつま、出直すことになった。アブレをもらつたあとで聞いた話。

「手紙を拝見して、私さ旦頃から職員に注意はしておるんですが、なんせ時間が勝負な

のですから、こういうこともありますかと思ひますが一つ御理解頂きたい。

なにせ短時間に三千人から四千人の受付けて、金の請求などの事務をやらなければならぬものですから、よく御存知のようないまにフリなつてしまふんです。」

一窓口業務が忙しいからそんざりな扱いをしていい、といふことにはならないでしょう。忙しなう職員や窓口を増せばいいことで、労働者にあたることはない。

「おしゃるとおりですがね、なんせ人間がすまーことですから、従来より窓口を増したりしていいんですがね。」

一職員は手帳を取り上げることは出来るんですか。

「さういう权限は持つていませ居し、そり」「うことは言つてないと思ふんですが。

手帳が無効になるのは、因雇労働者でな

くなつた場合、本人が返しにくる場合、死亡

した場合のだけです。その日の認定を、ルール

を守つてもうれば取消になることはなり。

朝八時半手帳を出して、十一時に本人が出立す、とハウニトですね。

ト窓口の筆跡をひります、署名をばたら

たり、酒を飲んでいたりすとて、ルール違

返になつて手帳を取り上げたり、その日の認

定が取消しになつと、ハウニトはあるんですね。いや、ハウニトはしてありません。」

「じや、私の場合は手帳は取消してはおか

つた人ですね。」

「ええ、ただ十二日の一時半にいらなかつたから手帳もこちうで賣つてたと、ハウニトです。」

一十二日分のアブレはどうなります。

「その日の十一時に出直し窓口からのだから

当然支給できません。」

一窓口の人へ手帳取消と言ひやめたから十一時に行かなかつたわけでしょう、事實を確認さわましたか。

「一時、聞いてみましたがけど、ハウニトはなかつたようです。」

「では、私がまたたくうとをまつてみて、ハウニトですか。」

ともかく十一時に一いちなかつた人にはまづ